

【参考】写真の撮り方について

被害状況がわかる写真の撮り方

現地調査時の参考資料となりますので、保管ください。

【撮影のポイント】

1 家の外

- ① 建物の全景及び表札を撮る
撮影は、カメラ・スマホなどで、全景は4方向から
- ② 被害を受けた個所を部分別に撮る
全体と被害を受けた部分を撮影
主な被害場所：外壁／屋根・基礎・ドア・窓・配管
やベランダ等
- ③ 水害の場合、床下浸水が自己判定方式の対象
浸水の深さがわかるように地面から、外壁や基礎座
度に残っている後までの高さをメジャーなどを当てて
測り、目盛が見るように撮影

2 家の中

建物内部の浸水した深さが確認できる写真を撮る

【添付資料になる写真の撮影方法】

浸水箇所の最も深い部分及び最も浅い部分でそれぞれ①

②の写真を撮る(計4枚)

- ①建物内部の浸水した深さを撮る…遠景
- ②建物内部の浸水した深さを撮る…近景

- ・メジャーを使って水に浸かった深さを測定
- ・測定場所がわかるように遠景を撮影
- ・メジャーの目盛りがわかるように近影を撮影



【建物内部の浸水した深さを撮る
…遠景】



【建物内部の浸水した深さを撮る
…近景】

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよくわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
- <想定される撮影箇所>
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



【参考】自己判定方式とは

罹災証明書は、申請に基づき現地調査を行い被害の程度を認定して交付します。

ただし、被害が比較的軽微なものについては、申請者ご自身が撮影した写真に基づき、被害程度を認定する「**自己判定方式**」での申請を行うことができます。この場合、現地調査を省略できるため早く交付することが可能です。

なお、自己判定方式により判定する場合は、申請者の同意を得ることが必要です。

「自己判定方式」により災証明書は、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定に限ります。

例)「自己判定方式」は、次の場合に申請できます。

【水害の場合】

- ・床下浸水であること
- ・床下浸水であると分かる写真を添付できること

【地震の場合】

- ・右図参照

【災害の被害認定基準等】

被害の程度	損害基準判定
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満
準半壊に至らない(一部損壊)	10%未満

「準半壊に至らない」被害状況の目安



外壁



内壁

天井



屋根

建具



床



柱